

銚田北中学校区小学校統合推進委員会専門部会設置要領

- 1 この要領は、銚田北中学校区小学校統合推進委員会設置要綱第7条に規定する専門部会（以下「部会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 銚田北中学校区統合小学校推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項の細部について検討及び調整を行うため設置する。
- 3 部会の種類並びに検討事項は、次のとおりとする。

部会名	検討事項
総務部会	学校名称，校則等（校章，校訓，校章旗，校歌），式典事業，校史編纂に関すること
教育課程等部会	教育課程等，学校行事，児童会，学校組織，交流学习に関すること
通学部会	通学体制（通学路，通学方法，安全対策等，スクールバス運行計画及び利用の検討）に関すること
P T A 部会	P T A 組織運営（組織編成，規約，役員選出，運営計画），制服，体操服等に関すること
教育事務部会	設備及び備品（学校備品，教材備品，学校図書），保存文書等の整理に関すること
建設部会	統合校の建設，統合校への移転計画，学校施設利用，跡地利用に関すること

- 4 部会の組織は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 部会の構成員は、委員会において決定する。
 - (2) 部会に部会長及び副部会長を置く。
 - (3) 部会長は、委員会の中から委員長が任命する。
 - (4) 副部会長は、部会長が指名する。
 - (5) 部会長は、会務を統括し、部会を代表する。
 - (6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。
 - (7) 部会の会議（以下「部会会議」という。）は、部会長が招集し、会議の議長となる。
 - (8) 部会の書記は、副部会長が担当する。

- 5 部会長は、それぞれの検討結果を委員会において随時報告しなければならない。
- 6 部会長が必要と認めるときは、部会会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
- 7 部会の設置期間は、施行日からその目的を達成したときまでとする。
- 8 部会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。
- 9 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長がその都度会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。